

| 第2回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議の概要 | | |
|---|---|--|
| 開催日時 | 平成26年6月26日(木) 10時00分～12時00分 | |
| 開催場所 | 奈良市役所 北棟6階 第22会議室 | |
| 議 題 | 1、開会 2、案件 (1)奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて 3、その他 4、閉会 | |
| 出席者 | 委 員 | 伊藤 俊子 委員、澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、中口 則弘 委員、福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】 |
| | 事務局 | 澤野井市民活動部参事、堀内協働推進課長、園部地域活動推進課主幹、高塚地域教育課主幹、事務局(協働推進課まちづくり推進係) |
| 開催形態 | 公開(傍聴人0人、報道関係者0人) | |
| 決定事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例に追加する協議会の名称を、「地域自治協議会」とする。 ・地域自治協議会の定義については、条例第2条第8号を新設する。条例の条文との整合性をふまえ、「住民」ではなく、「市民」の文言を使用する。 ・地域自治協議会を規定する条文は第8条の2を追加する形で条文化を検討する。 ・市民提案制度については、参画と協働に基づく提案制度であることがわかる名称にする。 | |
| 担当課 | 市民活動部 協働推進課 まちづくり推進係 | |
| 議事の内容 | | |
| <p>1、開会</p> <p>奈良市自治連合会の役員改選に伴い、梅林委員に代わり中口委員の就任を報告した。</p> <p>2、案件</p> <p>(1) 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて <地域自治協議会に関する条例改正案について> 奈良市自治連合会の中間報告書や事務局案をもとに審議を行った。</p> <p>➤ 条例に追加する協議会の名称について ⇒奈良市自治連合会で「地域自治協議会」という名称についてのコンセンサスが得られており、地域自治協議会という名称で条例に追加する。</p> <p>● 以下のような意見をいただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市自治連合会では、地域自治協議会という名称で検討されたが、審議会として、条例改正をめざすにあたり、その名称で良いか確認をしておく必要がある。 ・全国的には「まちづくり協議会」という名称を採用しているところが多いが、「まちづくり」という言葉はハード面まで想定されてしまうので、表現としてあいまいであると思う。奈良市自治連合会でコンセンサスが得られているのならば、地域自治協議会という奈良市独自の名称を採用すると良いと思う。 <p>➤ 地域自治協議会の定義について ⇒条例第2条第8号に追加する。また、事務局案には「住民」という文言を使用しているが、「市民」に改める。</p> | | |

- 以下のような意見をいただいた。
 - ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例では、「市民」の定義が、法律上の「住民」のことを指す。ここで、「住民」という文言を新たに使用すると、定義がおかしくなるのではないか。
- 地域自治協議会を規定する条文について
 - ⇒ 条例第8条の2とする。条文の文言については、奈良市自治連合会の中間報告書を生かす形で検討を進める。ただし、第2項、第3項が似た内容なので一つにまとめるとともに、委任事項に関する項を新たに設ける。
- 以下のような意見をいただいた。
 - ・ 条例第5条から第8条で市民、市民公益活動団体、事業者、学校それぞれの役割が規定されている。以上の多様な主体が一緒になって地域自治協議会を作るのであるから、条例第8条の後ろに追加するのが良いのではないか。
- 詳細を規則に定めるか、要綱に定めるかについて
 - ⇒ 規則で定める方針で検討する。
- 以下のような意見をいただいた。
 - ・ 考え方は条例に定め、詳細は規則で定めるという形がこの条例の性質上良いのではないか。ただし条例に委任事項について書かれていないと、規則で権利義務に関することをうたえないので、その点は注意が必要である。

<市民提案制度、市民公益活動団体の登録について>
事務局案をもとに審議を行った。

- 市民提案制度について
 - ⇒ 制度の名称については、参画と協働に基づく提案制度であることがわかるものにする。
- 以下のような意見をいただいた。
 - ・ 参画と協働に基づく提案制度であることがわかるような名称にしておくべきである。そうでなければ、協働という手法と関係のない意見や要望、苦情が出てくる危険性がある。
- 市民公益活動団体の登録について
 - ⇒ 市民提案制度を含めて検討を進める。
- 以下のような意見をいただいた。
 - ・ 登録制度は、任意の団体も協働のパートナーの一員に含めるという、いわば救済のための制度である。登録制にすることで、未登録の団体を排除するといった性格のものではない。
 - ・ 事務局案の「市民公益活動団体の登録に関する規則」で「登録を受けなければならない」という表現は厳しいように感じられる。

3、閉 会

以上